

表2-21 東京内湾38職漁法の明治以降の変化

漁 法	万延元年古職 猟業書上帳	1881(明治14)年 内湾浦々契約38職 1884年 東京湾沿海神奈川県下浦々連合組合規則 1885年 東京湾漁業組合規則 1886年 間更正規則 1891年 改正東京内湾漁業組合規約
三艘張網 (さんぞうばり)	○	
地引網 (地引網麻網・ちびきあみ)	○	
繩船 (繩船猟・なわふね一式)	○ (綱繩但し繩 職一色)	
鵜繩船 (鵜繩漁・うなわざよ)	○	1881年, 1884年(2-9月) 1891年(2-11月ウイ立の場所に限る)
鰻掻 (鰻掻・うなぎかき・うなぎ漁)	○	
かち網 (かち引網・歩行網・かちなお漁)	○	1891年(2-11月)
藻流シ網 (もながしあみ)	○	1881, 1884, 1891年(10月-翌年5月)
トビ魚網 (飛魚網・鮎網・とびのうをあみ)	○	
はちだ網 (八田網)	○	1881年(旧8月-9月)
釣漁 (つりぎよ・釣船)	○ (釣職一式)	1881年(旧2月-10月)
なまこ漁 (海鼠猟・なまこ網)	○	
ぼら網 (鰯網)	○	
小網 (こあみ・小網船)	○ (小網職)	1881年(4-6月, 9-12月)
肥シ取漁 (こやしとりぎよ・こやしとり)	○ (コヒ取網)	1881, 1884年(4-6月)
さわら網 (鱈網)	○	1891年(6月15日-10月10日)
貝桁 (貝桁漁・かいけた)	○	
六人網 (ろくにんあみ・六人引網)	○	
手繰猟 (てぐり・手繰漁)	○ (手繰網)	
貝藻取 (かいもとり)	○ (貝草取)	1881, 1884年(6-8月) 1891年(5-8月)
覗網 (のぞきぎよ・覗漁)	○ (ノゾキ猟)	
コロバシ網	○ (コロバシ)	1881, 1884年(当時休業)
白魚網 (しらうをあみ)	○	1881, 1884年(立春後60日間) 1891年(1-5月)
アクリ網 (あぐりあみ)	○	
タイコンボウ網 (たいこんぼう)	○	
小晒網 (こざらしあみ)	○ (裏海江戸前へへ 不相成)	1881, 1884, 1891年(8-12月)
イナダ網 (いなだあみ)	○	
アビコ網 (あいご網)	○ (アビコ流)	1881年(当時休業)
よつであみ (罾網)	○	1881, 1884年(旧8-10月, 旧3-4月中旬)
蛇漁 (あわびぎよ・あわびとり)	○	
タタキ網 (たたきあみ)	○	} (1881年には此器無いずれも同様とある) 1881年 タタキ・張網は(4-8月)
丈長網 (たけながあみ)	○	
張網 (はりあみ)	○	
鱒網 (このしろあみ)	○	1885, 1886年のみ掲記
貝類巻 (貝るいまき・貝巻漁)	×	1881, 1884年(旧11月3日-翌年3月)
鯛網 (たいあみ)	×	1881年(当時休業)
投網 (なげあみ)	×	1881年(4-6月, 7-10月)
小貝桁 (こがいけた・こがいけた漁)	×	
糠網 (ぬかあみ・こませうをあみ)	×	1885年には掲記なし。 1891年(この漁は鰻魚流シ網と同じ)
糠魚流網 (ぬかうをながしあみ)	×	

注 万延元年(1860)は表記の外「竿小釣職」がある。○印は明治以降掲記のあるもの、×印は掲記のないもの。

を掛け捕獲される。なお、この網の規模は次第に大きくなり、後には長さ二〇〇間をこえるものもあらわれた。小晒網は、比較的簡便な手段で一挙に多量の漁獲を可能とするが、一方、「海口数十所ニ小晒網ヲ張ル時ハ、魚隊ハ悉ク内海ヲ去リ、外海へ遁逃」し、内海の諸漁はともに大害を受けるとされた。相州での同網の使用は、すでに文化年間、鴨居・走水村でみられ、前述文化十三年（一八二六）の「議定一札之事」は、それに先立つ文化七年（一八一〇）、鴨居・走水村等での既往の小晒網は季節を限って認め、新規開業を厳禁した申合せの再確認の意味をもっている。こうして小晒網は、内海三八職中に含まれることになったが、万延元年（一八六〇）「古職漁業書上帳」に「裏海江戸前へハ不相成」とあるように使用箇所限定が付されていた（表二一―二二）。

明治に入ると、内湾各漁村は、「当時流行ノ小晒網営業ノ妨害ヨリ不漁」続きとなったとして、その禁止を強く関係府県に求めるにいたり、千葉県では、一八七八（明治十一）年七月二十日丙第一四七号をもって、「近来裏海海口ノ諸村ニ於テ小晒網ヲ唱フル一種ノ長網ヲ以テ鱈魚ノ来ル咽喉ヲ占メ、外洋ニ驅去カ為メニ独リ鱈魚ノ漁額ヲ減スルノミナラス、之ヲ尾逐シテ裏海ニ入ル鯛・鱈・鱒・鮫等ノ諸魚ヲモ遮絶スルニヨリ、裏海浦々漁獲ノ数日ニ相減シ、難立行向モ有之」として、小晒網の毎年一月一日から七月三十日迄の使用を一切禁止した。因みに鯛は、毎年二、三月ころから海岸沿いに外湾から内海に産卵のため入ってくる。ついで、東京府荏原郡羽田村外二か村の漁夫総代は、東京府知事に対し、「明治年間ヨリ相州三浦郡鴨居村ヨリ八幡久里浜村其他ノ近村……右外洋ヨリ入魚ノ節、小晒網ト相唱候網類ヲ専ラ海口へ掛晒シ捕魚候ヨリ、内海へ入来候魚類漸々減少、内海漁業ノ者困乏」（前掲『内湾漁制通考』）に陥入っているととして、小晒網禁止を神奈川県へ掛合ってくれるよう上願した。それによれば、毎年六月十日以後に限って長二五尋の小晒網漁を行うという維新前の旧慣を破った村は、相州では三浦郡八幡久里浜・野比・長沢・津久井・鴨居の各村であり、近年はさらにこの網の使用が近村に拡大しているという。これをう

けた東京府の掛合いに応じ、神奈川県は、明治十四年五月丙第九八号達で、橘樹・久良岐・三浦の三郡へ対し、小晒網営業を「来ル明治十五年以降毎年一月壹日ヨリ七月卅日迄悉皆禁止」する旨の布達を行った。前述一八八一（明治十四）年三、六、十二月の内湾浦々の契約証は、以上のような内湾諸村々による小晒網差止めの動きを背景としたもので、これに対し、小晒網営業を強く望んでいる久里浜・鴨居村が、右契約証への連署を拒んだのも当然であろう。また、その他の内海の各浦方が、旧慣を破約した、海口部に位置する鴨居・久里浜村を、陰に内海組合から外し、内湾を走水以北としたこともうなずける。

一八八五（明治十八）年五月、同業組合準則に基き、内湾諸町村総代によって東京湾漁業組規約が締結され、さらに一八八六年「漁業組合準則」の公布によって、右規約が更正されるにおよび、新たに設立された東京湾漁業組合は、東京内湾漁業組合のほか、「地方漁業者組合府県限りノ沿海漁業者ヲ指ス」、「郡区漁業者組合郡区限りノ沿海漁業者ヲ指ス」をも包含することになり、従来内湾の入会利用に加わらず、地先の磯・藻場・干潟で魚貝藻餌等の採取を行っていた沿岸村々も、同組合に編入された（表二・二〇参照）。そして、それぞれにつき「旧慣ニ依」って営業することとされた。こうして、鴨居・久里浜村などもすべてこれに組み入れられたが、以後においても、小晒網の使用は、なお拡大の一途を辿ったのである。

一八九二（明治二十五）年八月一日、東京内湾漁業組合は、通常会の決議によって、一府二県の知事に対し、「小晒網季節外使用差止ノ義ニ付請願」し、翌一八九三年六月三十日には、さらに農商務大臣に対し、同趣旨の請願を行った。それによれば、近来、東京内湾の連年の不漁は、内湾咽喉部いんこうで、旧慣・府県の禁止を破って、小晒網を濫用する者が増えたことが主な原因となっている。当時、「千葉県安房国平郡・神奈川県相模国三浦郡（下夕浦及ヒ南浦組合）ノ小晒網漁業者ハ其数殆ント数千ノ多キニ至」っているという。とくに一八九三年は、彼ら小晒網漁業者は「非常ノ漁獲ヲ得タ」のに反し「我々内湾数万ノ漁民ハ之レカ正反対ノ困弊ニ陥リ其惨状実ニ名状スヘカラサル」有様となったことを陳情し、小晒網の季節外使用厳禁の処分を強

表2-22 神奈川県下東京内湾における鯛の漁獲量(1887—1893年)

年代	久良岐(含横浜区)		橘 樹		三 浦		その他県合計	
	円	%	円	%	円	%	円	%
1887	150	(0.7)	3,800	(16.7)	10,137	(44.7)	22,703	[4.1]
1888	385	(1.7)	3,450	(14.9)	8,088	(35.0)	23,124	[4.6]
1889	217	(1.0)	3,350	(15.8)	6,520	(30.8)	21,147	[4.0]
1890	155	(1.0)	850	(5.5)	5,044	(32.8)	15,376	[3.4]
1891	1,820	(3.9)	3,351	(7.2)	22,830	(49.4)	46,245	[6.9]
1892	1,362	(3.3)	3,211	(7.7)	21,318	(51.0)	41,813	[7.3]
1893	1,218	(2.8)	3,312	(7.7)	20,930	(48.7)	43,019	[7.7]

注 1 () は県合計鯛漁獲量に対する比率。[] は、総海産物(乾物を除く)のうち鯛漁獲量の占める比率。

2 鯛にはウルメを含む。

3 『神奈川県統計書』より作成。

く求めた。このころの小晒網漁は著しく規模を大にし、この年七月二十五日夜、横浜漁業組合総代福田金蔵外数名が、小蒸気船を雇い、規約違反の廉むらで押収した千葉県富浦・金吉・保田村漁民の小晒網は、漁船一四艘、網の長さ四〇〇尋、丈は一丈二尺余の巨大なものであった。彼らは、夜半対岸、久良岐郡金沢村地先沖合から横浜市地先沖合の中ノ瀬以西にまで進出し、夜半漁業を行っていたものである。

明治二十年代の県下鯛漁獲高は、総漁獲高の四―八割の比重を占めるにすぎない(表二―二二)。しかし、その半ば以上は東京内湾で捕獲されていた。ところが、その捕獲は、年を逐って、湾口部にあたる三浦郡に集中するにいたっている。明治二十年代の統計では、小晒網船は、三浦郡のみに、約一八〇艘を数えるが、この小晒網による鯛漁が右のような傾向をもたらしたのである。これに対し、より内湾部の久良岐・橘樹郡では、鯛の漁獲高は減じてはいないものの、海苔養殖を除いた全体の漁獲高は減少傾向にあり(表二―二三)、これを同地帯の漁民は、湾口部での小晒網漁による魚類の散乱によってもたらされたものとして、前述のような強い反対運動を展開したのであった。

以上、一府二県の漁村が入会う東京内湾漁業は、内湾組合を結成し、明治以後も漁具・漁法の制限を行い、安定した漁獲を維持しようとしたのであった

表2-23 神奈川県海産物価額の推移(1887—1893年)

地区	1887年	1888年	1889年	1890年	1891年	1892年	1893年
横浜区	円 485	円 518	円 562	円 517	円 —	円 —	円 —
久良岐	43,894 (67,373)	36,913 (54,202)	37,562 (30,666)	38,699 (28,313)	45,557 (31,601)	44,013 (31,465)	41,083 (32,115)
橘樹	110,882	69,699	41,166	29,563	62,458	54,965	60,971
三浦	234,779	237,161	285,282	226,906	353,847	266,522	240,469
鎌倉	12,172	19,706	16,517	19,872	20,250	13,796	21,273
高座	14,008	9,441	14,145	11,577	28,827	24,964	29,261
大住	15,512	19,900	12,012	10,126	18,646	16,938	18,636
洵綾	30,785	42,611	27,645	25,465	21,838	23,818	22,856
足柄下	87,776	69,763	89,917	83,416	164,972	169,896	175,457
合計	550,293	505,712	524,808	446,141	716,395	614,912	612,006

注 1 乾物・肥料を含まない。久良岐郡の()内数字は海苔産額を控除した額。

2 『神奈川県統計書』より作成。

表2-24 神奈川県下の海苔生産(1887—1893年)

地区	1887年	1888年	1889年	1890年	1891年	1892年	1893年
横浜区	円 466	円 487	円 425	円 385	円 —	円 —	円 —
久良岐	45	42	30	27	—	162	88
橘樹	43,509	15,497	10,500	1,250	30,857	23,500	28,856
三浦	138	56	75	56	33	28	30
鎌倉		100	41	31	50	50	80
高座		6	13	7	54	25	—
足柄下	315	375	455	475	92	87	280
合計	44,473	16,563	11,539	2,231	31,086	23,852	29,334

注 青海苔・黒海苔を含む。『神奈川県統計書』より作成。

が、上述の小晒網あるいは桂網(『資料編』17近代・現代(7)五)などによる大量漁獲の出現によって(これらの出現はいずれも近世期に淵源している)、「旧慣」は次第に内容を変えざるをえなかった。「三八職」中のいくつかの漁具も、表二二二にみられるように、一八九一(明治二十四)年には、その使用時期が延長されるなどの変更がなされている。漁獲の不安定性は避け難いところだが、明治二十年代において、内湾の漁獲高は停滞的で、橘樹郡沿岸での海苔養殖の展開のみが目立っている

表2-25 神奈川県漁家1戸当たりの所得金(1887—1895年)

地区	1890(明治23)年			漁家1戸当たり所得金									
	漁村数 (漁家数)	漁家(採藻を含む) (專業率)	1漁村当たり漁家数	1887年	1888年	1889年	1890年	1891年	1892年	1893年	1894年	1895年	
横浜	15	56 (82.1)	3.7	21.08	18.52	10.21	9.43	—	—	—	—	55	65
久良岐	5	788 (49.6)	157.6	60.71	50.87	47.69	49.23	54.16	52.45	49.27	29	28	
橋樹	5	484 (88.0)	96.8	4.41 (0.88)	[104.21]	[170.21]	67.12	64.75	64.74	65.27	80	95	
三浦	14	4,078 (62.1)	291.3	2.49 (1.33)	56.43	48.41	57.55	71.64	63.27	46.26	41.18	49	57
鎌倉	3	504 (43.3)	168.0	1.96 (0.53)	24.54	22.70	32.77	39.43	27.28	18.43	28.56	30	32
高座	5	1,458 (60.2)	291.6	1.34 (0.27)	15.71	16.45	17.27	14.28	19.69	16.99	20.00	21	42
大住	2	686 (28.4)	343.0	1.72 (0.33)	54.42	32.72	24.51	21.19	27.26	25.17	28.07	29	19
大津	3	633 (55.7)	211.0	1.70 (0.46)	58.97	88.43	44.53	40.19	35.46	39.49	37.58	49	47
足柄下	14	1,018 (54.4)	72.7	1.91 (0.74)	95.49	73.74	91.18	83.63	156.20	151.43	154.16	81	248
合計	66	9,705 (47.8)	147.0	1.95 (0.76)	60.28	44.60	49.04	42.07	54.38	43.26	46.17	43	65

注 1 ()内数字は原統計数字に明らかな誤りがあるもの。
2 『神奈川県統計書』より作成。

(表2-22-24)。こうしたなかで、県下の漁業は、次第に三崎および小田原を中心として発展する傾向をみせてくるのである。
三崎とその周辺の漁業 表2-22-25から明らかなように、三崎を擁する三浦郡には、小田原を擁する足柄下郡とともに、県下で最も多
くの漁家が集中し、專業漁家の割合も県平均を上回っている。したがって、漁家1戸当たりの漁業従事者数・
漁舟数ともに、県下で最も高い部類に属し、もっぱら漁業によって一家の生計を立てている家の多いことを示している(な
お、橋樹郡の漁家1戸当たり漁舟数がさして多くはないのに、漁業従事者人数が際立って多く、また2戸当たり所得金も高いのは、養殖海苔

生産の比重が高いことよって）。にもかかわらず、漁家一戸当たりの年間所得金は、東京内湾諸郡にくらべて、さして高くない。さきにのべた、小晒網による鰯漁の盛行によって、明治二十年代の三浦郡漁獲高は、ほぼ同一水準を保っているが、漁家一戸当たりの所得金は、鰯の漁獲高が増大する一八九一（明治二十四）年以降、かえって減少している。ここからすれば、小晒網漁への積極的進出は、漁業経営の発展というよりは、漁家が、生活を維持するために執った必死の手段だったということができよう。このような三浦郡漁民の明治二十年代の状態をみれば、織田完之が、さしたる大きな資本を要せず鰯の大量の捕獲を可能とする小晒網漁を強く非難し、

凡ソ漁民ノ稟性ハ漁事ニ勇ナルモ思慮ニ乏ク、平時ニ於テ檢束ナク、偶大漁ニ逢フ時ハ飲博放縱ニシテ、嘗テ蓄積ノ心ナシ、不漁ノ時ニ及テハ、大網主ニ依頼シテ米金ヲ借り、辛ウシテ家計ヲ営ム者多シ、故ニ大網主ヲ奨励シテ保護ヲ加フル時ハ、小漁民ハ自ラ此内ニ給養スル所アリ、若シ之ニ反シ小晒網ヲ幫助スルカ如キハ、漁民舟民ノ困難ヲ知ラサルモノ、所為ニシテ経綸ノ道ニ違フナリ（前掲『内湾漁制通考』）

とする主張は、東東内湾の「大網主」の立場に立ち、かえって三浦郡漁民の「困難ヲ知ラサルモノ、所為」ということができ

る。以上概観した三浦郡漁業は、もっぱら專業の漁家によって漁業がいとなまれる三崎町と、その周辺の兼業漁家を中心とする半農半漁の村とからなる。前述、千駄崎から剣崎松輪村にいたる間の下タ浦組合は、その後者に属している。前者は遠洋での漁撈を主とし、後者が主に近海で漁撈を行い、前述のように、東京内湾組合漁村との対立を惹起するのである。三崎町連合役場の管下に属する部分についても（一八八七年）、三崎八か町には兼業漁家は存在せず、海産物は、鮪などの遠海物を主とし、六合村など周辺四か村は、兼業漁家が多く、これらの村で、鰯が主要な漁獲物となっていることがわかる（表二二二六）。

表2-26 1887(明治20)年三崎花暮町外11か町村の漁家・漁船と海産物

町村名	漁戸		漁人		漁船	海産物 総価額	うち主要海産物	漁戸1戸 当たり海 産物価額
	専業	兼業	専業	兼業				
三崎日ノ出町	66	0	198	0	45	2439.50	イカ(645円)、鰯(360円)、鯖(355円)	36.96
三崎入船町	37	0	103	0	28	1544.00	鰯(270円)、鯖(250円)、鰹(240円)	41.72
三崎仲崎町	92	0	276	0	53	9978.30	鯖(3435円)、鰯(2165円)、鰹(1481円)	108.46
三崎花暮町	86	0	261	0	71	5916.10	鯖(1790円)、鰯(1181円)、鰹(953円)	68.79
三崎海南町	54	0	162	0	14	1979.00	鰯(600円)、鯖(560円)、鼠鰻(210円)	36.65
三崎西野町	53	0	158	0	28	3140.50	鯖(1140円)、鰯(795円)、鯖(320円)	59.25
三崎宮城町	59	0	175	0	35	2820.00	鯖(775円)、キス(650円)、アコウ(325円)	47.80
三崎西浜町	41	0	120	0	55	4189.00	鯖(2608円)、鰹(283円)、鼠鰻(257円)	102.17
小計	488	0	1453	0	329	32006.40		65.58
三浦郡六合村	116	106	356	264	265	8540.00	鯖(1676円)、鯖(1010円)、鯛(933円)	38.47
三浦郡城ヶ島村	10	73	33	217	101	3970.38	鯖(1002円)、イカ(730円)、イセ海老(333円)	47.84
三浦郡諸磯村	0	62	0	126	50	721.15	鯖(111円)、鯛(104円)、鯖(87円)	11.63
三浦郡小網代村	0	80	0	172	72	1524.47	鯛(789円)、鰯(174円)、鰯(116円)	19.06
小計	126	321	389	779	488	14756.00		33.01
総計	614	321	1842	779	817	46762.40		50.01

注 「資料編」17近代・現代(7)より作成

さて、三崎町は、一八七七(明治十)年現在、総戸数七八一戸、商四分・漁六分、漁船二五八艘を数え、一八八二年には、総戸数九一三戸、うち漁家五一一戸(いずれも専業)、漁船三一五艘(別の統計では四〇七艘)に増加し、ほぼ同じ規模で一八八七年にいたっている漁村で、また近辺海産物を集散する商業中心地でもあった(丹羽邦男「明治十年代の三崎漁業」『神奈川県史研究』八以下の記述は主にこれによる)。ここは、「近隣漁村中屈指ノ漁業場」で、ときには「他国他郡村ヨリ漁夫ノ出稼人ノ入込毎年二百人ニ不降」という盛況をみせた。漁場は、近海から房州布良沖、御蔵島など伊豆七島沖におよび、漁民は、漁期に応じて遠近の漁場で一年中漁業に従事し(表二二七)、三崎町は「平素無絶間魚類ノ捕獲有之場所」となっていた。

三崎町の漁民は、大縄船(長さ三間半、幅六尺五

表2-27 三崎町の主要漁場・漁期(1880年)

魚名	漁場	漁期
マグロ	遠海・相模灘	8-10月
カツメ	遠海	5-11月
サバ	遠海	9-7月
アサギ	三崎より2里以内	四季
アイ(アイゴ)	〃 2里以内	4-7月
ヒラメ	〃 5里以内	12-4月
アワビ	〃 15町以内	3-6月
タコ	〃 20町以内	11-4月
イカ	〃 10町以内	11-3月
		3-9月

注 1 主に1880年「諸願届綴」三崎町戸長役場(三浦市役所蔵)による。
 2 マグロの漁期は、岸近く回游してくるマグロを相模灘で一本釣する時期のみを掲げた。

も不安定であった。そのため、一方では、季節に応じ回游してくる魚類を捕獲する、比較的稳定した沿岸漁業によって、年間を通じて平均した収入をはからねばならなかった。このように諸種の漁場の季節に応じた魚獲をすることによって三崎町は、「絶え間なく魚類の捕獲ある場所」となっていたのである。

こうして得られた魚貝類は、東京へ向け、押送船によって出荷された。押送船は、長さ三間八尺一六間、幅七九尺で、七九挺艦を使い、荷を積むため、帆を大きくし、小矢帆・中帆・大帆を使い、また、船体には、稲葉を女竹につけて編んだ苫を付していた。鮪・鯛・鯉などは、夕方ごろ出帆する「生船」により、貝類・塩干魚などは、朝十時ごろ出帆する「いけもの船」によって出荷され、いずれも翌朝夜明け前に魚河岸に到着した。こうした運輸手段によって、三崎の海産物は、近世以降

寸、八人乗・てんとう―天当・伝道・天道・激登なども書かれる―船、テンマともいわれる)で、房州布良沖・伊豆七島沖にまで進出して、主に延縄で鮪・鯉・鯨などを漁獲し、また縄船(長さ三間、幅四尺五寸、七人乗)も、房州布良村海岸一里沖合におもひいて操業した。一方、小釣船(長さ二間半、幅三尺五寸、四人乗)や丸木船(丸木型の船、長さ二間、幅三尺、三人乗)で、釣竿・鉦(突き棒)などを用い、松輪村から諸磯村にいたる磯根や、その一、二里沖合で、「根付魚」―赤魚(きんめ鯛)・かさこ・河豚・目鯛・鯛・鳥賊・鮒・鮑・サザエ・伊勢海老などを漁獲していた。遠海への出漁を主とするとはいうものの、幅わずか六尺五寸の船とあっては、きわめて危険度が高く、出漁の日も制限された。加えて網を用いない当時の漁法では、漁獲は少なく、しかも不安定であった。そのため、一方では、季節に応じ回游してくる魚類を捕獲する、比較的稳定した沿岸漁業によって、年間を通じて平均した収入をはからねばならなかった。このように諸種の漁場の季節に応じた魚獲をすることによって三崎町は、「絶え間なく魚類の捕獲ある場所」となっていたのである。

耕に従事する者が多数を占めていた。漁家一戸当たりの漁舟数は、むしろ三崎町より多い。しかし、漁家一戸当たり〇・九四艘（一八七五年）ないし一・三艘（一八八二年）を持つ城ヶ島村についてみると、それらはいずれも、長さ二間半（約四・五ドビ）、幅三尺五寸（約一ドビ）、三人乗の網掛船と長さ二間半、幅三尺五寸、二人乗の小船であり、三崎町のように、七、八人乗せて遠海に出漁しうる繩船・大繩船は一艘もなかった。城ヶ島村の漁民は、網掛船で、西は赤羽根村根続きから東は松輪村根続きに

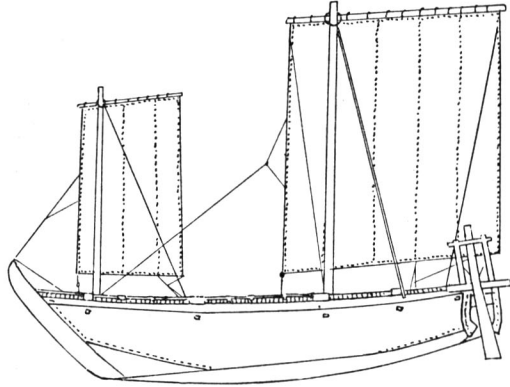


図2-2 てんとう船

『専漁の村』より

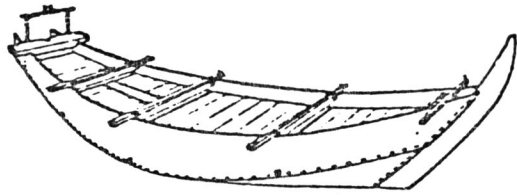


図2-3 押送船

『日本国語大辞典』より

治にいたっても、江戸・東京市場で安定した声価を保持していた。これら押送船は、主に魚商が営業し、これによって、三崎とその近辺の漁民から買い付けた自分の荷を東京魚河岸へ運んだのである。また押送船を持たない零細な魚商は、売却高の一割を運賃として収める「一割船」に委託して、自分の荷を東京市場へ運送していた（『三崎町史』上巻 昭和三十二年）。

三崎町周辺の漁村での漁業は、以上の三崎町漁業とは形態を異にしていた。城ヶ島村を除けばいずれも半農半漁の村である（表二一・二六は城ヶ島村も兼業家率八八割とする。石菜花てんぐさ採取を兼業とみたのであろうか）。そして、漁民も、傍ら農

表2-28 三崎町とその周辺漁村の漁業形態 (1875・77・82年)

町村名	漁家数 (1882年)	うち兼業 戸数 ()は同 比率	漁人数 (1882年)	うち兼業 漁人数 ()は同 比率	漁船数		漁網数 (1877年)
					1875年	1882年	
三崎町	戸 511	戸 % 0(0.0)	人 1,431	人 % 0(0.0)	艘 258	艘 315	張 7
城ヶ島村	79	0(0.0)	228	0(0.0)	74	102	293
六合村	244	65 (26.6)	639	188(29.4)	130	224	171
諸磯村	36	36(100.0)	120	120(100.0)		37	
小網代村	70	38(54.3)	161	100(62.1)		60	8

注 1 小網代村の魚網数は1880(明治13)年現在。
 2 1882年「諸願届留」(三浦市役所蔵)その他より作成。

表2-29 1877(明治10)年三崎町戸長役場管下町村の魚網数

町村名	網名	網数(張)	使用期間
三崎町	ボラ網	2	2か月
	投網	5	—
城ヶ島村	エビ網	200	6か月
	イワシ網	5	2か月
	イナダ網	50	3か月
	ヒラメ網	30	2か月
	手操り網	8	2か月
六合村	エビ網	114	6か月
	イワシ網	5	2か月
	ヒラメ網	15	2か月
	アンコウ網	30	2か月
	投網	—	—
	イナダ網	3	3か月
小網代村	ボラ網	4	2か月
	大地引網	4	四季
	小地引網	2	四季
	ブリ網	1	2月—5月
	イナダ網	1	2月—5月
	イワシ網	?	

注 1877年「諸願届留」三崎町戸長役場(三浦市役所蔵)より作成。ただし小網代村は1880年「諸書扣」(同上)による。

いたる沿岸で、主にエビ網を操業し、あるいは小船で、同様の磯沿いで「カツキニテ漁具ハ磯金毛挺」で潜水し、主に栄螺・鮑を採取していた。このように周辺漁村での漁業は、もっぱら磯付の漁業であった。したがって、漁船は貧弱だが、各種の魚網を多く備え、城ヶ島では総数二九三張に達している(表二二八)。同村ではエビ網、六合村ではエビ網・ヒラメ網で、主にエビや根付魚を捕獲し、小網代村では、地引網・イワシ網によるイワシ漁が中心であった。三崎町が前述のようにハエナワを用いる縄船・大縄船を備え、魚網は、年間二か月使用するボラ網二張と投網五張とを持つにすぎないと鋭い対照をなしている。しかし、三崎町に隣接する六合村の向ヶ崎では、

表2-30 三崎町外4か村の漁獲高の変遷(1880—1887年)

年代	三崎町	城ヶ島村	六合村	諸磯村	小網代村
年	円	円	円	円	円
1880	58,400	10,650	7,500	?	?
1882	22,241	4,850	13,780	637	980
1883	15,000	?	15,000	600	1,500
1887	32,006	3,970	8,540	721	1,524

注 三崎町戸長役場諸文書(三浦市役所蔵)より作成

沖合漁業も行われ、網掛船や二人乗の小釣船のほか、五人乗りの縄船や八人乗りの大縄船もあって、大縄船は、房州布良村の二里沖合や伊豆下田の三里沖合へおもむき、鮪・カジキ・鰹・鯨・鯨・鮫なども漁獲していた。また、耕地をもたない城ヶ島村では、漁業収入を補うものとして、石菜花の採取が行われ、一八八〇(明治十三)年の年間採取高は一万二五〇〇斤、四三七五円に達していた。これはこの年の漁獲高一万六五〇〇円の四一割に相当し、同村漁民の家計補充に欠かせない大事な収入源であったことがわかる。

以上にみたように、一家の生計をすべて漁業に託し、長年の経験と技術だけを頼りに、予測しがたい魚を求めて延縄船で遠海に乗り出してゆく三崎町漁民と、農業やテングサ採りで家計を補いつつ、エビ・ボラ・ヒラメ網など、危険の少ない磯先で、比較的安定した根付魚・貝類の魚獲に従事する周辺の村々の漁民とでは、漁法や生活内容だけでなく気質の上でも違いがあったのである。

このような三崎とその周辺漁業は、一八八二(明治十五)年、政府の紙幣整理がもたらした深刻な経済不況と、折からの不漁とによって、破滅的な打撃をこうむった。とくに、漁業に全生活をゆだねている三崎町漁民のうけた影響は大きく、多くの窮民によって騒擾勃発の直前を思わせる不穏な気運が醸成された。これは、政府の紙幣整理政策が県下人民にもたらした破壊的な影響の最初のあらわれであり、やがて一八八三年以降県下に広がる大規模な負債返弁騒擾を予告するものであった。

一八八二(明治十五)年、三崎町と城ヶ島村の漁獲高は、価額にして、一八八〇年の半ば以下に激減し、一漁家当たりの年間

漁獲高は、一八八〇年、三崎町で一四四円余、城ヶ島村で一三五円弱であったのが、一八八二年にはそれぞれ四三円五二銭、六一円三九銭にまで減少した。当時、三崎の漁民の多くは、零細とはいえ、船を所有する独立した漁家であり、魚商あるいは船主・網元への隷屬下に入ってはいなかった。勢い、彼らは当面の生活費を、「近頃金貸営業次第ニ増加シ、(三浦郡内で)昨今百人ニ下ラス」(民情「明治十六年甲部巡察使復命書 神奈川県の部」といわれる金貸業者からの借金に求めざるをえなかった。こうして、「相州三浦郡三崎村ノ如キ、数百ノ漁戸挙テ其術中ニ陥ラサル者ナキニ至ル」(前掲書) こととなり、生活を破滅させていったのである。一八八三(明治十六)年の関口隆吉元老院議官の巡察使復命書は、神奈川「県下一般民情平穩ナリ」としながら、ひとり三崎町については、三浦郡長の報告にもとづき漁民の窮状と不穩な状況とを次のようにのべている。

漁民ノ中チ、一家ノ負債計量スルトキハ、殆ト二千円ニ近キモノアリテ、日々捕魚ノ收獲ニテハ一家ノ経費ヲ去レハ、負債ノ子金ヲモ償フヲ得ス、況ヤ母金返済ノ義務ヲヤ、故ニ一漁船ノ帰帆スルヲ見レハ、債主数人之ヲ擁シ、高声ニ催促シ、其收獲ヲ自宅ニ持帰ルヲ許サス、於是漁民ハ、即時飢渴ニ迫リ、僅ニ其日ヲ凌キ、翌日未明ニ男子ハ出船ス、依テ留守居タル婦ニ対シ、債主ハ之レヲ促カシ、甚シキニ至リテハ、之ヲ腕力ニ訴ヘント欲スルノ勢ニ恐レ、婦女子ハ多ク昼間他家ニ身ヲ遁レ、夜ニ入りテ帰宅、寢ニ就クハ午後十二時頃ナリ、此時ヲ窺ヒ、債主再ヒ之ヲ襲ヒ、其門戸ヲ敲キ厳促ニ及ハレ、一家挙テ他郷ニ避在シ(多クハ房総海岸ニ寄留)漁業スルモ間々アリテ、名状スヘカラサルノ情態ナリ、然シテ其残り居ル負債主共へ、裁判所ヨリ召喚状一時ハ、日トシテ百通ノ多キニ至リシ事アリテ、身代ヲ差出ス如キハ、続々絶ス。之レ自業自得ニシテ止ムヲ得スト雖トモ、中ニハ出庭ノ族費ニ困シ、遂ニ喚徴不応ノ罪科ニ問ハレ、其罰金亦完納スル事能ハスシテ、力役ニ替ラルル者モアリテ、家族ハ在宿スルモ無職ナレハ、目下ノ糊口ニモ塗ヲ失ヒ、実ニ惘然ノ極ニ至レリ……

家具漁具等ヲ抵当ニ引取ラレ、且身代限ニテ負債ノ金額ヲ償フ能ハスシテ、家屋公売所分ヲ得シモノ、一時雨露ノ凌ク可キ所ナキハ、素其地狭ク殊ニ貸店等無キヲ以テ、海辺へ仮ニ苦家ノ如キヲ設ケ、生業ノ途ヲ与ヘン事ヲ有志者ニ詢リ、略承諾セシニ由テ、県庁ニ乞ヒ該費ノ内へ幾分カノ資助ヲ仰キ置キタリ……

こうして、一八八二(明治十五)年には、生活に窮した婦女子が、社寺の境内に「相率テ」日夜集合し、「生營ノ業ヲ仰カント」相談し、不穩な空気を醸し出した。この報をうけた警察官は、これを説諭して解散させたが、やがて、これら婦女子はうち連れて横須賀にある郡役所にまで押しかけ、負債の永年賦返済等を「哀訴」するにいたった。このような「千有余人ノ難民殆ンド糊口ノ計竭キ、恟々トシテ各所ニ集合シ或ハ粗暴ノ挙ニ出ントス」(一八八三年十一月十六日「戸長加藤泰次郎の県令あて上書」三浦市役所蔵)る状況は、翌一八八三年においても続いている。一八八三年五月の戸長上申書は、「困難無告ノ窮境ニ陥」った貧民を二〇〇余戸としているが、これは三崎町漁戸の約半数にあたる。彼らは翌一八八四年末には、町内外有志者の寄附により炊飯の施与をうけているが、この窮民は、一八八五年五月になってもほとんど減少せず、一六二戸、六四二人を数えた。これは三崎漁家の三三割に達している。彼らは、一八八五年秋収期にいたっても、「家ニ一粒ノ米粟ヲモ剩サス、壹錢ノ余金ヲ留メス、襤褸僅ニ裸身ヲ蔽フニ過ギ」ない有様で、農家の刈り残しの落穂や残り屑のイモ類を拾って食料とし、農家の持山に入って枯木を窃取し薪にあて、科料処分をうける者もあらわれた(一八八五年十二月十二日「県税戸数割免除につき戸長の県令あて上申」三浦市役所蔵)。

こうした窮状を招いた第一の原因は、うち続く不漁であるが、不漁による困窮が、右のような、これまでとは異なる新たな様相を呈したことの原因は、明治政府の維新変革が創出した、資本の自由な活動を保証する新たな法体制に帰せられる。政府の新たな一連の金融法令によって自由な金融活動に法的保護が与えられた結果、各地に金貸業者の簇生をみ、三浦郡でも、「所謂三百代言人ナル者、村落ヲ徘徊」する有様となった。彼らの金融活動は、右の政府新法令に全面的に依拠するものであったから、法律に精通した代言人が債主の代人としてもっぱら負債取立ての衝にあたった。彼らは「三百代言」などといわれながら、当時の新知識であり、「身ニハ洋服ヲ纏ヒ、銀側ノ時計ヲ胸ニシ、頭上ニハ高帽ヲ戴キ、足ニハ靴ヲ履キ、手ニハ洋

杖ヲ携へ」という「文明開化」のいでたちで、漁民に臨み、「速ニ其義務ヲ果サズンバ罰金又ハ禁錮ノ処刑ヲ受ケサスベク杯ト強迫ノ手段ヲ示」すのを常とした（横浜裁判所あて、一八八二年「漁民困窮動揺ノ義上申」戸長加藤泰次郎 三浦市役所蔵）。

三崎町での彼らの金融活動は、一般には次のようなものであった。

当三崎日ノ出町外七ヶ町ノ儀ハ漁業ノ収入アルノ外、他ノ産業ヲ以土地ノ裨益ヲ為ス不能、然ルニ明治十一年以降不漁引続キ当地一般ノ漁民非常ノ困弊ヲ来シ、各自生活ニ欠乏ヲ告ク、其ノ補欠ニ苦シムノ余リ、将来ノ苦難ト可成ラ不省、高利ノ金円ヲ負債シ、一時ハ其苦境ヲ免ル、者ノ如シト雖、如何ニセン債主等ハ酷利ヲ（金壹円ニ付一日金八厘宛俗ニ天保利ト云）收ムル而已ナラズ、少時モ違約アルニ於テハ代人（俗ニ三百代人ト云）ヲ以直ニ法廷ニ訴へ出、該代人等ハ其詞訟状ヲ携帶シ来リ、自ラ負債主ニ対シ談判ヲ開ク……（前掲「漁民困窮動揺ノ義上申」）

こうして、裁判に先立ち、まず当事者間での「勸解」（和解）に入るのであるが、その際、代言人の前記のような高圧的な態度に「恐懼」した漁民が解訟を乞うと、漁民の着衣・漁具までも売却・質入せしめて負債の全額はもちろん、さらに訴訟入費や、謝金と称し余分の金額をも支払させた。ときには、漁民の法的な無知に乗じ、その際借用証書を返却せず、これをもって再び裁判所に訴え、身代限の判決を得るといふ悪質の詐欺も行われたという。三崎町戸長加藤泰次郎は、このような実情を横浜裁判所や三浦郡長に訴え、その取締りをくり返し要望したが、これら代言人の行為は、元来法令に依拠したもので、少なくとも証拠上はすべて合法的であり、有効な取締りを行うことはできなかった。

以上のような三崎町漁民の窮状は、うち続く不漁が基因をなしているが、それは、一八七七（明治十）年以來または一八七八年以來、あるいは、「維新以來其歩ヲ進メタルカカ如シ」（前掲「戸長加藤泰次郎の具令あて上申書」ともいわれる。すなわち、すでに一八八二年以前から三崎近海の魚群が減少し、漁獲量も低下してきたのだが、たまたま物価騰貴の時運にあたり、減収が表

面化することがなかったのであった。戸長加藤泰次郎によれば、この漁獲量低下は、人為的な要因、すなわち、「漁業者ノ増加」、「苛酷ノ漁具」使用の二因から生じたものであった。「苛酷ノ漁具」とは、城ヶ島村漁民にとっては、各地での水潜器の流行であり、三崎町漁民にとっては、千葉県漁民の用いる夜流し網はじめ、タタキ網・コマシ袋網による魚類の濫獲であった⁽¹⁾。水潜器は、一八七九、八〇年ごろから三浦郡各漁村で使用されはじめ、在来の「磯金一挺」で潜る原始的方法では、一人で貝(鮑)五〇〇〇を採るのに八か月を要するところを、水潜器によれば一か月で採ってしまう。城ヶ島村先の海面へは、旧慣もあり他から水潜器使用者は入りこまないが、城ヶ島村は、元来自村借区内の漁業だけでは生活できぬ村柄で、従来から千葉県「下または三浦郡他村の磯先で、地元村と申し合わせの上出稼漁をしてきた。ところが、その地元村で水潜器を使用する者があらわれ、これに駆逐されて城ヶ島村漁民の出稼漁は自然廃絶し、一八八三(明治十六)年には、地先だけの漁業になってしまったという。

夜流し網は、一八七七(明治十)年ごろから三浦郡沿海に出現し、夜陰に紛れて盛んに操業し、在来の一本釣に比し格段の魚獲量を得た。加えて一度この網を流すと、魚はその漁場から四散してしまい、翌朝ここに出漁してきた釣漁師にはすぐそれと知れたという(前掲『三崎町史』上巻)。三崎近辺で操業する夜流し網の多くは、千葉県房総六か村の漁民によるものであった。彼らは、いずれも頗ぶる財産に富み、漁業専業者者ではない。その所有する多額の資本を下して、夜流し網を整え、目前の利益のみを追って魚を濫獲し、魚類を近海から遠く大洋に駆逐してしまつたという。このため、三崎町漁民が、海面にコマシを散布し、または好餌をもって釣取ろうとしても、魚獲なく、空しく徒手で帰帆するほかなかつた。このため三崎町漁民は、やむを得ず工面して大繩船を作り、良具を整備して遠海にでていくことになる。しかし、その遠海での漁業も、決して安定したものではなかつた。

数十里或ハ数百里ノ怒濤ヲ越ヘ、極寒ニ、暴風雨及ヒ漲ル高浪ヲ冒シ、孜孜漁業ニ従事シ、数日月ヲ経テ偶々収獲アルモアリ、又ハ空シク船中ノ食料ヲモ不得採、就中不漁ニ遭フタル乗組人ノ家族者ニ於ル、又其慘状視ルニ不忍、各自ニ於テモ如斯場合ニ遭偶スル(マア)、年二数十度ニシテ、既ニ目下ノ状態トハナルニ到レリ、渺々タル大洋ニ於テ、不時ニ大難風ニ出会、船顛覆、溺死スル者、明治十年以降概シテ三拾有余人ニ至レリ(注(1)に同じ)

こうして、零細な独立した漁業経営を主体とする三崎漁民は、資本力をもつ網漁業者によって次第に近海から駆逐され、貧弱な装備での遠海出漁に狩り立てられていき、また、城ヶ島漁民のばあいも、漁場を自村地先にせよめられていった。そして、一八八二(明治十五)年にいたって、前述のように漁業経営の破滅を迎えることになった。このとき、三崎・城ヶ島の漁夫総代がまず県にもとめたのは、彼らの不漁をもたらしたとされる夜流し網・水潜器の使用制限ないし禁止であった。さきに東京内湾でみたと同様の傾向——在来の漁具による旧慣に従った漁法が、一定度の資本を必要とするより、大規模な、生産性の高い漁具・漁法によって衰退に向かうという傾向が、さらに露骨にあらわれている。そして、三崎では、零細独立漁民の一般的な没落のあとに、資本制漁業への指向が始められたのであった。当時三崎花暮町外一か町村戸長役場の戸長であった加藤泰次郎は、土地四町七反九畝余・地価七一二円を持ち自らも漁業を営む城ヶ島村の資産家で、若いころ東京で、漢洋の医学・漢学、さらに日新義塾で英学をも学んだ知識人であった。彼は、一八八二、三年には、三崎漁民の救済につとめ、前述のような、夜流し網・水潜器の使用禁止を県に要求する上で、指導的な役割を果たしている。とくに彼は、窮迫した漁民救済のため漁具漁船貸与の法を設け、婦女子の内職として製網業を授産し、さらに、一八八三(明治十六)年四月には、債主が漁民に貸付け回収困難となった負債元利七万円を、債主から「出資」させて、金融会社共益社を結成し、一方、借主である漁民の水揚高の三分の一を会社に積み立てさせ、これを「出資」額に応じ債主に分配する法を樹てた。これによれば、少なくとも漁民は、

前述のような「三百代言」の苛酷な取立てから免れることになる。

しかし、一八八二、三年に、このような漁民のための努力を惜しまなかった加藤泰次郎は、これら漁民の没落が動かし難い事実となった一八八九（明治二十二年）年、これまでの立場を転じて、積極的に資本制漁業の発展を指向するにいたった。この年は、かつての主張を一変させ、夜流し網漁を「有益ノ漁業」として積極的に推進しようとするのである。

……（漁民全体の経済を）挽回スルノ策如何、古来ノ釣漁ニ交ユルニ網類使用ノ漁法ヲ以テセント、……殊ニ漁獲ハ釣漁ニ比シテ多額ナルヲ以テ、全町ノ産額必ズ増加スルナル可シ、故ニ本職ハ夜流網ノミナラズ各種網類ノ使用ヲ伝播セシメン事ヲ望メリ、今ヤ文化日ニ開ケ、勞力時代去リテ器械時代来リ、鐵路東西相通シ、汽船環海縦横馳走ス、生産事業將ニ一変セントス、漁業豈ニ独リ旧態ニ安ンス可キ哉、熟ラ漁業ノ変遷ヲ考フルニ、大古矇昧ノ民、弓矢ヲ以テ魚ヲ捕ル、第一期ナリ、次テ鉾鎗具ヲ使ス、是レ第二期ナリ、釣針ヲ使用スルニ至ルヲ以テ第三期トシ、今日網類ノ使用日ニ益々進ム、則チ第四期ノ時代トス、此日進ノ社会ニ在テ、第三期時代ヲ維持セントスル者ハ、今日ノ生産社会ニ到底独立シ能ハサルニ至ルハ必然トス、尚ホ一步ヲ進ムトキハ、英国漁業者ノ使用スル、トロール網、独国ノクレル、米國ノブースサインノ如キ、緻巧ナル漁具ヲ使用シ、巨大ノ漁船ヲ使用スルニ至ルハ、勢ノ自然ナラン歟、故ニ本職ハ夜流網ヲ以テ害物ト認メズ、却テ有益ノ漁業トス（一八八九年六月三日郡長あて、戸長加藤泰次郎「上申」）

こうして、多額の資金によって網漁を企て、没落した漁民を雇漁夫として再編してゆく、資本制漁業への動きが生まれてくる。そして加藤自身も、東京・三浦間に小型汽船の就航を企画し、企業家としての道を歩み始めたのである。

相模灘の漁業 相模灘の漁業は、須賀（大住郡）・大磯（海老郡）・小田原（足柄下郡）での專業漁民を主とする漁業と、根付漁に加

え沖合漁が旧来のまま営まれていた半農半漁の村での漁業とからなっている（表一三二）。ここでは維新以後、とくに小田原を中心とした足柄下郡漁村において顕著な変動・発展がみられた。すなわち、明治二十年代についてみても、県下のほとんどの郡で年間漁獲物価額、漁家一戸当たり所得金額が低下ないしは停滞しているにもかかわらず、足柄下郡だけ

表2-31 明治初期相模灘沿岸の漁村

地 区	戸 数 (除社寺)	漁師・魚商	漁 船	漁業形態・海産物
足柄下郡			艘	
○小八幡付	133	魚類商50戸	21	農隙ハ専ラ漁猟 鮪・鯉・鯛・ 鯿・鯿・鯖等
○酒匂村	220	〃 30戸	5	里民農間ニ漁業 鮪・鯉・鯿・ 鯖・鯿
網一色村	60	〃 1戸	3	農間漁猟 鯿・鯖・鯉・鯿
山王原村	205	〃 5戸	24	漁船ヲ置キ農間ニハ専ラ漁猟 鯿・鯖・鯉・鯿・鯖・
○早川村	171	漁者 100人	20	鯉・鮪・鯿・鯛・鯿・鯖
○石橋村	40		14	里民農隙ニ漁業
○米神村	48		19	同上 (採石漁猟)
○根府川村	50		7 (日本形船 2)	同上 鯿・鮑
○江ノ浦村	33		4	同上(農間薪ヲ産シ石工ヲシ 或ハ漁猟ヲス)
洵綾郡				
○国府本郷村	139	漁夫 35人	8	
○国府新宿村	152	漁業兼 漁商 40戸	13	
○西小磯村	163	漁師 47人	17	
鎌倉郡			46	
○乱橋材木座村	206		(地引舟 2) (藻舟 7)	
○長谷村	113		8 (荷船 1)	
○坂之下村	118		6 (荷船 3) (藻刈舟 2)	

注 1 「皇国地誌」(「神奈川県皇国地誌残稿」)より作成。
2 ○印は表2-19所掲の漁村。

は、明瞭な増大傾向をみせている(表二一三・二二五)。それは、主に一八八七(明治二十)年七月、新橋―国府津間東海道線の開通、一八八八年十月、国府津―小田原―湯本間に馬車鉄道開通(一九〇〇年三月電車となる)によって、ここが横浜―東京市場と直結したこと、また、それにもない漁獲物集散地小田原における水産加工業の発展がみられたことによるものであった。

さて、大磯町では、一八九一年現在、漁船九二艘・漁戸三六七戸があり、そのうち二

表2-32 1888(明治21)年大磯町漁獲物

収獲時期	魚類	価額 円	漁獲人員 人
季節なし	鮪	1,800	450
	烏賊	950	450
	鮫	1,257	490
4-8月	鰯	150	20
5-6月	和布	30	25
5-8月	鰯	1,250	164
	鯛	120	68
5-9月	鯖	1,781	495
	鰻	120	8
6-8月	ヒジキ	47	25
	アラメ	25	25
6-9月	鮑	456	25
	栄螺	55	25
7-9月	鰹	3,600	485
8-10月	鱸	155	65
10-翌年5月	鯉	1,850	450
11-翌年4月	ブリ	858	150
	キス	1,580	400
	甘鯛	1,280	200
	ホウボウ	750	200
12-翌年4月	鯛	350	164
	アンコウ	868	165
12-翌年5月	ヒラメ	1,625	165
計		20,957	4,714

注 『資料編』17 近代・現代(7)より作成

三二と対比すれば、淘綾郡の同年の漁獲高のほぼ半ばはここであげられていたことがわかる。さらに、前記周辺漁村からの集荷魚類を加えると、淘綾郡漁獲物の過半が大磯に集められていたことになる。いま、ここで採捕された魚類を季節別にみると(表二一三二)、ほぼ四五〇人前後の漁夫が、春から秋にかけては、鰯・鯖・鰹を追い、ついで冬季には、鯉や近海でキス・甘鯛・ホウボウ・ヒラメを捕り、さらに随時、鮪・イカ・鮫漁に従事することによって、年間を通して、絶え間なく漁業を行っていることがわかる。

小田原町は、一八八四(明治十七)年現在、戸数三一一九戸、うち三一六戸の漁家をもって漁業によって生計を立てていた。

九七戸、約八一割が漁業を専業としていた。ほかに魚商三〇戸があり、周辺の漁村から年間魚獲物三〇〇〇―一万五〇〇〇円を集め、鰹節・乾鰯・乾鰯・干鰯などを製するとともに、主に横浜・東京へ向け、年間約五万七〇〇〇円の魚類を移出していた(うち東京へ一万〇五六〇円。『資料編』17 近代・現代(7)七六、八五―八七ページ)。大磯町での年間漁獲高は、一八八八年二万〇九五七円で表二一

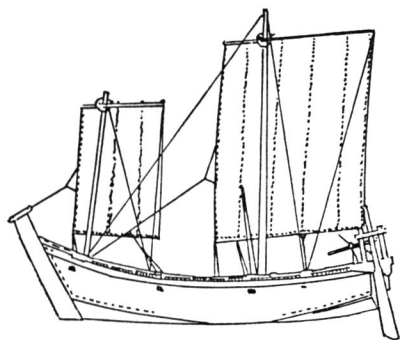


図2-4 ヤンノー船 『専漁の村』より

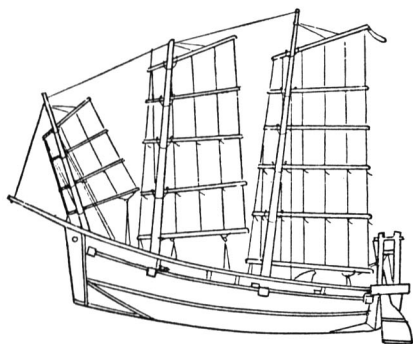


図2-5 ズンドー船 『専漁の村』より

小田原町漁民も、大磯町漁民とほぼ同様な形で年間漁業に従事した(表二・三二)。近海での網漁は冬季間(十一月―翌年四月ころ)に多く行われた。その主なものは平目網(七目網)漁で、漁夫三人乗の「大仲船」などで、浜から二〇町ばかり沖の二一五〇尋の海底に晩方に建網を下し、翌朝これを引き揚げるもので、海底を通過しようとする魚は、張った網の目に頭を貫き捕獲される(『資料編』17近代・現代(7)五〇七ページ)。また、三―十二月の間は、網元・網子たちによって、浜で地引網が曳かれた。網元は、それぞれ三〇―五〇人ほどの網子をもち、浜から約八〇〇間の沖までの水域と約一〇間の浜とを用いることが許されていた(陌間次郎編『専漁の村』小田原市第一六区自治会万年公民館)。しかし、小田原漁民が主に従事し、小田原の漁業を特色づけるのは、とくに二―十二月にかけて、小田原沖から伊豆大島近辺・三浦沖・房総沖まで出漁する、「ヤンノー」船・「ズンドー」船による鮪延縄漁であった。

「ヤンノー」船は、幅八尺五寸(約二・六尺)、敷きの長さ三七、八尺(約二・二尺)、七―九挺櫓、二本の帆柱をもつ船で、約一〇名が乗り組んだ。「ズンドー」船は、四国・紀州方面で用いていたのを模したもので、幅九尺、敷きの長さ三五尺ほどの形状からその名が付いたのである。九挺櫓で、帆は大帆おほほ・前矢帆まへやほ・